

## サブスクリプションソフトウェア利用契約書

### 【契約要項】

※以下、「発注フォーム」とは「Orario 製品申込（ご注文）フォーム」を指します。

1 契約当事者	甲（お客様）	[発注フォームご記入の通り]
	乙（ウェブアイ）	株式会社ウェブアイ (東京都江東区有明3丁目6番11号 代表取締役社長 森川 勇治)
2 契約締結日	[発注フォームご送信日]	
3 契約内容		
(1) 名称	サブスクリプションソフトウェアライセンス	
(2) ライセンス数	[発注フォームにて甲が指定した数]	
(3) ライセンス対象ソフトウェア	工程's Orario、Oshika Orario、TransportOrario -TSV-、PREGARE Orario、Planow Orario、Promio Orario（以下、総称して「本ソフトウェア」といいます。）	
(4) カスタマーコード	[別途乙が定める通り]	
(5) 出荷番号	[別途乙が定める通り]	
(6) サーバ利用サービス（オプション）	[発注フォームご記入の通り]	
4 ソフトウェア仕様		
(1) 製品バージョン	工程's Orario Oshika Orario TransportOrario -TSV- PREGARE Orario Planow Orario Promio Orario	[発注フォームに指定がない限り、契約締結日において乙が提供する各本ソフトウェアの最新版]
(2) ライセンスキー	工程's Orario Oshika Orario TransportOrario -TSV- PREGARE Orario Planow Orario Promio Orario	[別途乙が定める通り] [別途乙が定める通り] [別途乙が定める通り] [別途乙が定める通り] [別途乙が定める通り] [別途乙が定める通り]
5 本許諾範囲		
(1) インストール	工程's Orario Oshika Orario TransportOrario -TSV-	本ソフトウェアのうち、左記ソフトウェアについては、甲は、上記第3項(2)のライセンス数を超えない範囲で、甲の管理するクライアント PC1 台につき 1 ライセンスのソフトウェアのみをインストールすることができます。
	PREGARE Orario Planow Orario Promio Orario	本ソフトウェアのうち、左記ソフトウェアについては、甲は、事前に乙に対して指定及び通知を行い乙の書面又は電子メールによる承諾を得た 1 台のサーバに対してのみ、本ソフトウェアをインストールできます。
(2) 使用方法	工程's Orario Oshika Orario TransportOrario -TSV-	本ソフトウェアのうち、左記ソフトウェアのご利用にあたっては、1 台のクライアント PC につき 1 つのライセンスが必要です。また、甲は Orario 製品に関する重要事項説明書（表題：Orario 製品をご利用いただくにあたりお読みください）に記載された内容に従ってソフトウェアを利用するものとします。当該文書の記載に反してソフトウェアを利用した場合には、本契約違反に該当し、乙による保証等の対象外となります。 なお、同一ユーザーが複数のクライアント PC を使用する場合でも、ライセンス数を超える数のクライアント PC でソフトウェアを使用することはできません。 また、登録したユーザーが操作するローカルコンピュータ内のストレージに保存した kzd ファイルを使用することのみ、保証の対象となります。 安全保障貿易管理法に基づく規制事項等の確認のため、甲は、ソフトウェアを日本国外において使用する場合には、かかる使用を行う前に、当該使用を行う国の名称、当該使用を行う会社の名称、当該会社の事業内容及びソフトウェアの具体的な使用目的を乙に対して通知する義務を負うものとします。また、甲によるソ

		ソフトウェアの使用及び/又は輸出入に適用される輸出入関連規制の遵守（関連する当局からの許認可等の取得や関連する当局への届出の実施等を含みます。）については、専ら甲が責任を負うものとします。
	PREGARE Orario Planow Orario Promio Orario	本ソフトウェアのうち、左記ソフトウェアについては、甲は、上記第3項(2)のライセンス数を超えない範囲で、ソフトウェアの機能を利用してソフトウェアを使用するユーザーを登録することができ、登録したユーザーのみが、甲が管理するクライアント PC から上記(1)のサーバにアクセスしてソフトウェアを使用することができます。 また、甲はOrario製品に関する重要事項説明書（表題：Orario製品をご利用いただくにあたりお読みください）に記載された内容に従ってソフトウェアを利用するものとします。当該文書の記載に反してソフトウェアを利用した場合には、本契約違反に該当し、乙による保証等の対象外となります。 安全保障貿易管理法に基づく規制事項等の確認のため、甲は、ソフトウェアを日本国外において使用する場合には、かかる使用を行う前に、当該使用を行う国の名称、当該使用を行う会社の名称、当該会社の事業内容及びソフトウェアの具体的な使用目的を乙に対して通知する義務を負うものとします。また、甲によるソフトウェアの使用及び/又は輸出入に適用される輸出入関連規制の遵守（関連する当局からの許認可等の取得や関連する当局への届出の実施等を含みます。）については、専ら甲が責任を負うものとします。
(3) ユーザー	工程's Orario Oshika Orario TransportOrario -TSV- PREGARE Orario Planow Orario	本ソフトウェアのうち、左記ソフトウェアについては、使用できるユーザーは、甲（法人の場合はその役員、従業員及び派遣労働者を含みます。）に限られます。
	Promio Orario	本ソフトウェアのうち、左記ソフトウェアについては、登録可能ユーザーは、甲、甲の親会社、子会社及び関連会社並びに甲が請負契約等の契約を締結した協力会社の役員、従業員及び派遣労働者に限られます。
(4) 例外	「工程's Orario 無償ビューア」「工程's Orario 評価版」については、インストール及び使用する数の制限は存在しません。	
<b>6 利用料金</b>		
(1) 金額	[別途乙が定める金額]	
(2) 支払期限	[別途乙が定める支払期限]	
(3) 支払方法	甲は、上記(1)の金額に消費税額を上乗せして乙が別途指定する銀行口座に振り込むものとします ただし、Promio Orarioについては、甲に代わって、上記第5項(3)に定める甲の親会社、子会社、関連会社、若しくは協力会社のいずれかが支払いを行うことができるものとします。	
7 利用期間	甲が発注フォームで指定する利用開始日から1年間とします。	
8 甲（お客様）の連絡先	所在地	[発注フォームご記入の通り]
	管理部署・管理者様名	[発注フォームご記入の通り]
	電話番号	[発注フォームご記入の通り]
	ファクシミリ番号	[発注フォームご記入の通り]
	電子メールアドレス	[発注フォームご記入の通り]
9 特記事項	[第三者（請負事業者）によるソフトウェアの使用を認める顧客との契約では、以下の特記事項を定めます] ① 上記第5項(1)及び(3)にかかわらず、甲は、次号以下の規定に従って、甲の管理下にあるプロジェクト（「甲プロジェクト」といいます。）に関与する事業者（工事等の業務を実施する事業者等を含み、以下「第三者ユーザー」といいます。）をして、上記第5項(2)に記載の使用方法に基づき、甲プロジェクトに必要な範囲において当該第三者ユーザー（法人の場合、その役員、従業員及び派遣労働者を含み、以下総称して「第三者ユーザー等」といいます。）に本ソフトウェアを使用させることができるものとします。 ② 甲が第三者ユーザー等による本ソフトウェアの使用を希望する場合、当該第三者ユーザーを特定して、乙に対して、乙が別途指定する必要事項を記載した書面（甲乙双方が事前に別の方法によることに合意した場合には当該方法による。以下本項において同じ。）により通知をし、乙の書面による承認を得るものとします。 ③ 甲は第三者ユーザー等に本ソフトウェアをインストール及び使用をさせる場合は、当該第三者ユーザー等をして本契約の関連条項を遵守させ、また当該第三者ユーザー等による本	

	<p>契約の関連条項の遵守その他本ソフトウェアの使用について一切の責任を負うものとします。本契約において、当該第三者ユーザー等による本ソフトウェアの使用は、甲による使用と同等とみなし、当該第三者ユーザー等による本契約の関連条項の違反は甲による本契約の違反とみなします。</p> <p>④ 本特記事項に基づいて、第三者ユーザー等が本ソフトウェアを使用できる期間は、乙による当該第三者ユーザーの承諾に係る甲プロジェクトの期間、又は乙が承諾した使用期間（ただし、いずれの場合も、上記第 7 項に定める利用期間を超過しないものとします。）に限られるものとします。</p>
--	---

上記の契約当事者は、上記の契約締結日において、上記の本ソフトウェアを上記の本許諾範囲で利用することについて、上記の契約要項(以下「本要項」といいます。)及び下記の【契約条項】から構成されるサブスクリプションソフトウェア利用契約(以下「本契約」といいます。)を締結します。

また、本要項と本条項が抵触する場合は、本要項の規定が優先します。

甲（お客様）：

本店所在地 [発注フォームご記入の通り]

貴社の正式名称 [発注フォームご記入の通り]

代表者様肩書 [発注フォームご記入の通り]

代表者様氏名 [発注フォームご記入の通り]

乙（ウェブアイ）：

東京都江東区有明 3 丁目 6 番 1 1 号

株式会社ウェブアイ

代表取締役社長

森川 勇治

[本ページ以下余白]

## 【契約条項】

### 第1条 定義

本条項において、次の各号の用語の意味は当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 「本ソフトウェア」とは、本要項に定める本ソフトウェア（当該ソフトウェアに関して又は付属して甲が提供を受けたサーバソフトウェア、クライアントソフトウェア、ライブラリソフトウェア若しくはサンプルソフトウェアの一切及びそれらのソフトウェアに内蔵されたプログラム、データその他一切の構成要素を含みます。）をいいます。なお、本契約締結後に乙が本ソフトウェアを修正又は改良したソフトウェア（保守成果物を含みます。）を提供した場合には、当該ソフトウェアも含めて「本ソフトウェア」といいます。
- (2) 「本マニュアル類」とは、甲が本ソフトウェアに付随して提供を受けた本ソフトウェアに関するマニュアルその他一切の文書（電子的な文書を含みます。）をいいます。
- (3) 「本ソフトウェア等」とは、本ソフトウェア及び本マニュアル類をいいます。なお、甲が本契約に基づき本ソフトウェア等に係る保守成果物の提供を受けた場合、それらも含めて「本ソフトウェア等」といいます。
- (4) 「本サーバ」とは、本契約の定めに従い、乙が第三者の管理するクラウドサーバ上に構築する、甲が本ソフトウェア等を使用するための仮想サーバをいいます。
- (5) 「本使用環境」とは、本サーバを含め、本ソフトウェア等の甲による使用環境を総称していいます。
- (6) 「保守サービス」とは、第3条第1項各号に定める保守サービスをいいます。
- (7) 「本サービス」とは、本契約に基づき乙が甲に提供する、本ソフトウェア等を使用可能とするサービス、導入サービス及び保守サービス並びにこれらに関連して乙が別途定めるオプションサービスを総称していいます。
- (8) 「バグ・フィックス版」とは、乙が、本ソフトウェアのバグ等の不具合を修正した場合に、自らの裁量で「バグ・フィックス版」と定めるものをいいます。
- (9) 「バージョンアップ版」とは、乙が、本ソフトウェアの機能等を改良した場合に、自らの裁量で「バージョンアップ版」と定めるものをいいます。
- (10) 「保守成果物」とは、乙が本契約に基づき甲に提供するバグ・フィックス版及びバージョンアップ版並びに乙が保守サービスを実施した結果として又はその過程で作成されたプログラム、データ、マニュアル等の文書（電子的な文書を含みます。）その他一切の成果物をいいます。
- (11) 「調達先」とは、本サービスに関連して、乙に対してサーバ、システム、

設備等若しくはサービスの提供又はライセンスを供与する第三者（甲を除きます。）をいいます。

- (12) 「管理者 ID」とは、乙が、甲の管理者（以下「管理者」といいます。）に付与するログイン ID をいいます。
- (13) 「ユーザーID」とは、乙又は管理者が個別のユーザーに設定するログイン ID をいいます。
- (14) 「アカウント情報」とは、管理者 ID、ユーザーID 及びこれらに付随するパスワードその他本使用環境の下での本ソフトウェア等の使用に必要な情報として乙が定める情報をいいます。
- (15) 「蓄積情報」とは、甲が本サービスの提供を受けることにより本サーバ等に蓄積された甲、管理者又はユーザーに関する情報をいいます。
- (16) 「販売店」とは、甲が乙以外の者から本ソフトウェアの提供を受けた場合に、甲に本ソフトウェアを提供した者をいいます。
- (17) 「本許諾範囲」とは、本要項に定める本ソフトウェアをインストールして使用する方法及び態様をいいます。

## 第 2 条 本ソフトウェア等の使用

- 1 乙は、甲に対して、本契約の利用期間中、本ソフトウェアを本許諾範囲でインストール(複製)して使用する、非独占的、譲渡不可能かつ再許諾不可能な権利を許諾します。
- 2 甲は、本ソフトウェアを使用する目的でのみ、本マニュアル類を使用することができます。
- 3 甲は、本契約並びに乙が定める仕様及び動作環境その他の事項を遵守して、本ソフトウェア等を使用するものとします。また、甲は、乙が求めた場合、バグ・フィックス版、バージョンアップ版その他の本サービスの安全又は効率的な提供のために必要なソフトウェア等を本使用環境に導入し、インストールし、又は適用等しなければならないものとします。
- 4 前項の規定に拘わらず、甲は、本ソフトウェアのバックアップ目的に限り、バックアップ用の記録媒体 1 個に本ソフトウェアをバックアップ(複製)することができます。なお、複製された本ソフトウェアは、本ソフトウェアに含まれる著作権表示その他の知的財産権に関する表示の全てを含む必要があります。

## 第 3 条 保守サービス

- 1 乙は、本契約の利用期間中、甲に対して、以下の各号に定める保守サービスを提供するものとします。
  - (1) ユーザーからの本ソフトウェアの使用方法に関する問い合わせ対応サービス。当該サービスの詳細は以下のとおりとします。

問い合わせ方法：電話、e-mail 又は乙が別途指定する方法

対応者： 乙が別途指定する顧客担当者

対応日： 平日（なお、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、年末年始期間（12月29日～1月4日）及び乙の休業日は対応日に含まれません。）

対応時間： 上記対応日の午前9時30分から午後5時30分まで（ただし、乙の営業時間内に限るものとし、乙は、甲に対して30日以上前に通知することにより対応日及び対応時間を変更することができるものとします。）

(2) 本ソフトウェアに瑕疵その他の不具合が発生した場合の本ソフトウェアの診断（トラブル・シューティング）サービス及びプログラム修正サービス。ただし、本ソフトウェアの不具合が、乙の推奨する環境以外の環境における使用その他の甲による誤った使用方法や甲による本ソフトウェアの改変その他の本契約に違反する行為に起因又は関連して生じたものである場合、乙は、本号に定めるサービスを提供する義務を負いません。また、乙が合理的な努力を行っても解決できない不具合については、対応方法の提示（その時点での現行版の本ソフトウェアの使用を前提に不具合を最小限にできる操作方法を提示すること等）その他乙が必要と判断する措置を採ることで足りるものとします。

(3) 乙がバグ・フィックス版又はバージョンアップ版のリリースを決定した場合の当該バグ・フィックス版又はバージョンアップ版の本サーバへのインストール及びこれらに関するマニュアル等の文書の提供サービス。なお、これらのサービスの提供方法については、乙が当該提供の都度定めるものとします。

2 本契約に基づき乙が提供する保守サービスは、前項各号に明示されたものに限られ、保守サービスの実施方法その他の詳細は、乙の裁量によって定められ必要に応じて変更されるものとします。

3 乙は、第1項に定める保守サービスの提供のため、甲の蓄積情報の閲覧、修正その他の必要な措置を行うことができるものとします。

4 保守サービスにおける保守成果物の仕様は乙の裁量によって決定されるものとします。

5 乙が、甲との合意により、本ソフトウェア等に関連して乙が別途定めるオプションサービスを提供する場合、当該サービスについては、前三項が準用されます。

#### 第4条 知的財産権の帰属

本ソフトウェア等及び本サービスに関する著作権、特許権、商標権、ノウハウに係る権利その他全ての知的財産権は、乙、調達先又は乙の委託を受けて甲に対し

てサービスを実施する者に帰属するものとし、甲には帰属しません。また、本サービスの提供は、甲に当該知的財産権に関するライセンス等何らかの権利を付与するものではなく、甲は、本契約に定める範囲でのみ本ソフトウェア等を使用することができます。

## 第5条 利用料金

- 1 甲は、本要項第6項に従い、乙に対し、利用料金を支払うものとし、送金手数料は甲の負担とします。
- 2 甲が販売店から本ソフトウェアの提供を受けた場合、本ソフトウェアの料金は販売店が定めるものとし、甲は、販売店が定める支払期限及び支払方法に従い、販売店に対して当該料金を支払うものとし、乙は、販売店に対して如何なる代理権も付与しておらず、販売店と甲との間の如何なる合意にも拘束されません。
- 3 本要項に定める甲の利用料金支払債務は、本要項に定める利用期間の開始とともに全額発生するものとし、本契約が利用期間途中で終了した場合でも、その終了理由の如何を問わず、発生済みの利用料金支払債務は消滅せず、甲は、支払期限未到来の利用料金が存在する場合は乙に対して直ちに全額を支払い、乙は、如何なる場合でも、甲から受領した利用料金について日割計算による返還は行わないものとし、

## 第6条 本サービスに関する禁止事項等

- 1 甲は、本サービスに関して、次の各号に定める行為（それらを誘発又は助長する行為及び準備行為を含みます。）を行ってはならず、また、管理者、ユーザー又は第三者をしてこれらの行為を行わせてはならないものとし、
  - (1) 本契約により明示的に許容される場合を除き、本サービス又は本サービスにより得た情報を、管理者、ユーザー若しくは第三者に利用させ、又は第三者へ販売、提供若しくは開示する行為
  - (2) 本契約で明示的に許容された複製又は使用方法以外の本ソフトウェア等の全部又は一部の複製若しくは使用
  - (3) 乙又は第三者のアカウント情報を不正に使用する行為
  - (4) 本ソフトウェア等の全部又は一部の改変、二次的著作物の作成、管理者、ユーザー又は第三者への提供（使用させる行為を含みます。）、譲渡又は貸与（これらの申し出を含みます。）
  - (5) 乙又は調達先のシステム、サーバ、データ若しくはネットワークを破壊、妨害若しくは改ざん、改変、翻案等する行為、又はコンピュータウイルスその他の有害なコンピュータプログラムを含むデータを乙又は調達先のサーバやシステムに保存したり、起動させたりする行為

- (6) 本ソフトウェア又は乙又は調達先のサーバ又はシステムに対する逆コンパイルその他のリバースエンジニアリング又は解析等
  - (7) 本ソフトウェア以外を、本サーバにインストールし、あるいは本使用環境において使用する行為
  - (8) 本ソフトウェア等に含まれる著作権表示その他の知的財産権に関する表示を除去又は不明瞭にする行為
  - (9) 本ソフトウェアを別のソフトウェアに組み込む行為
  - (10) 乙又は第三者の財産権、著作権、特許権その他の知的財産権、プライバシーその他の人格権等の権利又は法律上保護された利益を侵害する行為
  - (11) 乙又は調達先に不利益又は損害を与える行為（乙と調達先との間で合意された禁止条件に違反することを含みます。）
  - (12) 公序良俗に反する行為
  - (13) 法令等に違反する又は違反の可能性を有する行為
  - (14) その他本サービスの趣旨に反する行為等乙が不適切と判断する行為
- 2 甲は、自己の費用と責任において、管理者及びユーザーに対し、本契約に定める甲の義務を遵守させるものとします。甲は、本ソフトウェア等の使用に関する管理者及びユーザーの行為について、当該管理者及びユーザーと連帯して責任を負うものとし、管理者又はユーザーが本契約に定める甲の義務に違反した場合、自己の費用と責任において、乙の指示に従い、当該管理者又はユーザーによる本ソフトウェア等の使用を中止させ、かつ、再発防止に必要な措置を採るものとします。
  - 3 甲は、本サービスの提供を受けるために、乙の求めに応じて、必要な情報を適時に提供するものとします。

## **第7条 第三者への委託**

乙は、本サービスの提供に関して、その全部又は一部の実施を第三者に委託することができるものとします。

## **第8条 守秘義務及び不正使用の禁止**

- 1 甲は、故意又は過失の有無を問わず、いかなる場合でも、本契約に関して又は乙による開示若しくは本サービスの提供を通じて知り得た本ソフトウェア等のプログラムコード、構造、構成等に関する全ての情報、本ソフトウェアを有効にインストールするために提供を受けたライセンスキー、登録キー等の一連の文字列情報及び乙の営業上又は技術上の情報（以下総称して「秘密情報」といい、秘密表示又は秘密指定がなされた情報は秘密情報であるものとみなします。）を、第三者に開示若しくは漏洩してはならず、また、本契約の目的以外で使用することができません。

- 2 甲は、本契約の利用期間中であっても、乙が求める場合、乙から開示を受けた秘密情報について、直ちに第15条第1項の措置を実施するものとします。ただし、当該措置によって本契約に基づく本ソフトウェアの使用が不可能となる場合はこの限りではありません。

## 第9条 乙（ウェブアイ）による保証の範囲

- 1 乙は、本ソフトウェアの記録媒体に物理的な欠陥があり本ソフトウェアのインストールが不可能な場合、甲が本ソフトウェアの提供を受けた日から30日以内に甲から要請及び当該記録媒体の提出があったときに限り、当該記録媒体を、物理的な欠陥がない記録媒体と無料で交換します。
- 2 乙は、前項の場合以外にも、本ソフトウェアを改良したコンピュータプログラム又はそれに関する情報を甲に提供することがあります。
- 3 前項に定める改良したコンピュータプログラム並びにそれに関する情報提供の必要性、提供時期及び提供方法は、乙の判断に基づき決定されるものとし、乙はこれらを提供する義務を負うものではありません。
- 4 乙は、第1項に定める場合を除き、本ソフトウェア等及び本サービスの内容、品質等について保証せず、本ソフトウェア等及び本サービスについて交換、補修、損害賠償等の義務を一切負いません。また、本ソフトウェアに乙以外の者が開発したフリーソフトウェアその他のソフトウェアが含まれる場合、当該開発者もそれらの義務を負いません。
- 5 乙は、保守サービスの結果、内容、仕様等について保証するものではなく、これらが甲の要望と異なっていたとしても、乙が善良な管理者の注意をもって保守サービスを実施している限り、何らの責任も負いません。
- 6 乙は、甲と第三者との間に本ソフトウェア等又は本サービスに起因又は関連してクレーム、紛争、訴訟等（本ソフトウェア又は本サービスの瑕疵や知的財産権侵害に係る紛争等を含みますがこれらに限られません。）が発生した場合でも、何らの責任を負いません。
- 7 乙は、本ソフトウェア等、本サービス又は本契約に関して甲に損害が発生し当該損害の賠償義務を負う場合があったとしても、その理由の如何を問わず、逸失利益、特別損害、間接損害等については責任を負わず、かつ、本契約に基づき本サービスの利用料金として甲が支払った金額を超えては責任を負わないものとします。

## 第10条 報告・検査

- 1 甲は、本ソフトウェア等を使用する端末の個数、それらの使用場所及び使用状況（使用者、使用人数を含みます。）を、甲の費用負担で記録し当該記録を保管するものとし、乙が当該記録の方法を指定する場合は、これに従うものとします。

- 2 甲は、乙が求める場合、直ちに、本契約に基づく甲の義務の遵守状況（前項の記録事項やユーザーによる月間アクセス数を含むがこれに限られません。以下同じ。）を、乙が指定する方法及び甲の費用負担で乙に報告するものとします。
- 3 甲は、本契約に基づく甲の義務の違反のおそれが生じた場合、直ちに乙に書面で報告し、乙の指示に従い対応するものとします。
- 4 乙は、甲に事前に通知した上で、本ソフトウェア等を使用する端末の使用場所及び甲の事業所に立ち入り、乙が指定する方法で本契約に基づく甲の義務の遵守状況を検査することができるものとします。

## 第 11 条 反社会的勢力の排除

- 1 甲は、自らが本契約締結日現在次の各号のいずれにも該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと及び暴力団の排除等に関して各都道府県が制定する条例を遵守することを確約するものとします。
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員
  - (3) 暴力団準構成員
  - (4) 暴力団関係企業
  - (5) 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等
  - (6) その他前各号に準ずる者
- 2 甲は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 甲又は乙が前 2 項のいずれかの確約に反した場合には、相手方は何らの通知・催告を要することなく、本契約を解除することができるものとします。
- 4 前項の規定に基づいて本契約が解除された場合、当該解除をした当事者は、相手方に生じた損害について一切の賠償責任を負わない。なお、当該解除をした当事者に損害が生じたときは、相手方は当該損害を賠償するものとします。

## 第 12 条 損害賠償

- 1 甲が本契約に違反したことにより乙に損害、損失又は費用（違反発見のための検査に要した費用等を含みます。）（以下総称して「損害等」といいます。）が発生した場合、甲は、直ちに、乙に対し、乙が指定する方法で、当該損害等の一切

を補償するものとします。

- 2 甲は、第 6 条第 1 項又は第 8 条に違反した場合、前項の補償に加え、直ちに、乙に対し、違約罰として、本サービスの利用料金総額の 2 倍の金銭を、乙が指定する方法で支払うものとします。
- 3 甲が本契約に関して乙に対し支払義務を負う金銭債務を支払期限までに支払わなかった場合、支払期限の翌日から、年 3 パーセントの割合（1 年を 365 日とする日割計算）による遅延損害金が発生するものとします。甲は、当該遅延損害金を、本サービス料と同様の支払方法で直ちに乙に支払うものとします。

### 第 13 条 契約期間

本契約は、利用期間の満了により終了します。

### 第 14 条 契約解除

- 1 乙は、以下の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告無くして本契約を直ちに解除し終了させることができます。
  - (1) 本契約に基づき甲が乙に対して支払義務を負う本サービス料その他の金銭の支払いが遅延された場合
  - (2) 甲が第 6 条第 1 項、第 8 条又は第 11 条に違反した場合
  - (3) 甲が前二号に定める以外の本契約に定める義務のいずれかに違反し、かつ、乙から通知を受けた後 10 日以内に当該違反が治癒しない場合、又は、当該義務違反が繰り返された場合
  - (4) 調達先により本サービスのために必要な設備等若しくはサービスの提供又はライセンスの供与がなされなくなったことにより、甲に対する本サービスの提供を従前の条件で継続することが困難になった場合
  - (5) 甲が支払停止その他財産状態の悪化がある場合
  - (6) 甲が重要な資産に対する仮差押、仮処分、差押又は競売手続その他これらに類する手続きの開始がある場合
  - (7) 甲が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他これらに類する手続きの申立てがある場合
  - (8) 甲が解散した場合又は清算に入った場合
  - (9) 甲が、乙の書面による事前承諾なく、乙と競合する可能性のある会社との間で、合併、会社分割、営業の全部又は重要な一部の譲渡その他の組織再編行為を行うことにより、当該会社が本ソフトウェア等を使用する可能性が生じた場合
  - (10) 乙の書面による事前承諾なく、議決権の過半数を実質的に所有している株主の変更、過半数以上の株式の譲渡等が行われ、乙と競合する可能性のある会社が、甲に対する実質的な支配権を有することになる場合

- (11) 甲が、その他乙又は本ソフトウェア等の名誉若しくは信用を毀損し又は乙に損害をもたらす行為を行った場合
- 2 前項に基づく解除は、乙が甲に対して有する損害賠償請求権その他の法的補償を求める権利に何らの影響を与えないものとします。

#### **第 15 条 契約終了時の取扱い**

- 1 本契約が終了した場合、甲は、直ちに、本ソフトウェア等及び秘密情報の使用を中止し、本ソフトウェア等及び秘密情報の全部若しくは一部並びにそれらの複製物の一切を、乙の指定する方法及び甲の費用負担で、乙に返還、破棄又は復元不可能な形で消去するものとします。甲は、乙が求める場合、これらの措置の完了について、第 10 条に従い報告を行い又は検査を受けるものとします。
- 2 本契約が終了した場合、その終了原因を問わず、本契約の終了までに発生した甲の本サービス料の支払義務その他の金銭支払義務は消滅せず、乙が既に受領している金銭は一切返還されないものとします。
- 3 本契約が終了した場合でも、第 4 条、第 6 条第 1 項及び第 2 項、第 8 条、第 9 条第 2 項～第 6 項、第 11 条、第 12 条、第 14 条第 2 項、本条、第 17 条～第 20 条は引き続き効力を有するものとします。

#### **第 16 条 通知**

- 1 乙から甲に対する本契約に関連する通知、指示、指定その他一切の連絡は、本要項に定める管理者又は甲の代表者に対して行われるものとし、通常到達したと考えられる時点で有効に到達したものとみなされます。
- 2 甲は、本要項に定める管理者又は甲の代表者が変更される場合(管理者の氏名、部署又は連絡先等の変更を含みます。)、事前に書面で乙に通知するものとします。甲が当該通知を怠った場合、乙から変更前の情報に基づき行われた前項の連絡は、有効に到達したものとみなされます。

#### **第 17 条 譲渡禁止**

甲は、乙の事前の書面による同意なく、本契約上の地位を第三者に承継(合併、会社分割等による包括承継を含みます。以下同じ。)できず、また、本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡若しくは承継できず担保に供することもできません。

#### **第 18 条 完全合意**

本契約は、本契約に含まれる全ての事項に関して当事者間の最終的かつ唯一の合意を構成し、本契約締結前の当事者による全ての表示及び合意に優先するものとします。

#### **第 19 条 本契約の変更**

本契約は、乙と甲の合意により、各当事者の代表者又は正当に本人から権限を与えられた代理人の署名又は記名押印のある、合意の日付および合意が発効する日付を明確に表示した書面によってのみ、変更することができるものとします。

#### **第 20 条 合意管轄及び準拠法**

- 1 本契約に関して甲と乙との間に紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として当該紛争を解決するものとします。
- 2 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

[以 下 余 白]